

「共催ならびに後援名義等の使用許可に関する規程」に係る申し合わせ事項について

各都道府県持ち回りで開催される全国高等学校選抜等大会（全国高等学校体育連盟が共催となるもの）、各都県持ち回りで開催される関東高等学校選抜等大会（関東高等学校体育連盟が共催となるもの）を本県にて開催する際、運営実施主体となる主催者等が当連盟名義使用を希望する場合、「共催ならびに後援名義等の使用許可に関する規程」（以下「規程」とする。）に示す内容に加え、以下の通りとすることができる。

1 名義使用例

当連盟が「後援」するものに対し、当連盟関係競技専門部が「主管」することができる。

- (1) 主催 全国（もしくは関東）関係競技団体 全国（もしくは関東）高等学校体育連盟 など
- (2) 主管 栃木県関係競技団体 全国（もしくは関東）高等学校体育連盟関係競技専門部
栃木県高等学校体育連盟関係競技専門部 など
- (3) 後援 栃木県高等学校体育連盟 など

2 条件

(1) 適用にあたっては、以下、ア・イ・ウの条件すべてを満たすこと。

ア 競技団体が主催する事業に対して、公益財団法人全国高等学校体育連盟または関東高等学校体育連盟が共催に位置づくものであること。

イ 全国もしくは関東の慣例として、開催地都道府県高等学校体育連盟の関係競技専門部が主管を務めることになっているものであること。

ウ 本県開催に際し、実質的に当連盟関係競技専門部が主体となり、運営するものであること。

(2) 全国（もしくは関東）高等学校体育連盟の関係競技専門部が主催・共催となる事業で、公益財団法人全国高等学校体育連盟または関東高等学校体育連盟が直接的に関与しないものについては、原則として対象としない。

3 申請

全国（もしくは関東）関係競技団体または栃木県関係競技団体により、規程内容に基づき、事業開始日の2か月前までに申請する。なお、本件に係る申請については、規程1条件(6)「同一競技あるいは同一団体において名義使用が可能な回数は、共催・後援いずれかについて、原則として年間1回までとする。」に示す回数に含めないものとする。

4 留意事項

(1) 当該事業開催に際しては、万一の事故・災害等発生に備え、原則として主催する競技団体により、当連盟が加入する団体総合補償制度費用保険・賠償責任保険と同等または類する内容の補償を受けることが可能な保険に加入するものとする。事前に主催団体（または関係競技専門部）、当連盟事務局で協議し、補償内容等を確認する。

(2) 当「申し合わせ事項」については、各事業における発展の経緯や、関係団体との関係性の複雑さ、本県における各競技それぞれの普及振興に関する実態などにより、一斉・一律の基準を設けることが困難であることから、内容を継続的に審議し、必要に応じて加筆修正していく。なお、それら変更の際には、原則として理事会の承認を得るものとする。

(3) 本件は、令和3年11月9日から適用する。